

令和8年度 パラスポーツクラブ振興事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「令和8年度東京都パラスポーツ団体普及活動支援事業実施要綱」に基づき、パラスポーツクラブの活動活性化に資することを目的とする「パラスポーツクラブ振興事業」の実施に必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 本事業は、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という）が、東京都におけるパラスポーツクラブ振興活動を主たる事業として団体が行う日常の練習会等の事業に対して助成金を交付する事業である。

(対象団体)

第3条 この事業の対象となる団体は、東京都におけるパラスポーツクラブ振興活動を主たる事業としている団体（以下「団体」という。）で、下記の要件を満たす団体とする。

- (1) クラブを単位とした団体であること。
- (2) 原則として都内に居住している者で構成され、構成員のうち障害者が10名以上であること。（同時に2つ以上の団体に所属する者については、いずれか一つの団体の構成員として計上すること。）
- (3) 月1回以上のスポーツ活動を行っていること。
- (4) 単一の職場（学校、施設）に所属している者のみで構成されていないこと。

2 本事業を活用する団体は、パラスポーツの普及振興を目的に都民に開かれた形で活動することとし、主に以下に該当する活動を行うものとする。

- (1) 活動を希望する者の受け皿として、団体が実施する活動への参加受入れを行うこと。
- (2) ホームページ等で団体の活動情報や連絡窓口を掲載する等、活動に対する門戸を広げるための情報発信を行うこと。なお、協会が運営する「TOKYO パラスポーツ・ナビ」への掲載を必須とする。

(対象事業期間)

第4条 助成対象となる事業の実施期間は、当該年度における4月1日から翌年2月28日までとする。

(対象経費)

第5条 本事業の助成金は、別表に掲げる経費を対象とする。

(助成額)

第6条 助成額については、実施事業の有効性を勘案し、当該年度の予算の範囲内で助成額

を決定するものとする。

- 2 助成金の交付上限額は、団体あたり最大 30 万円とする。
- 3 託児サービス利用料は、前項の交付上限額とは別に 1 団体あたり最大 2 万円を加算する。

(助成金の申請)

第 7 条 本事業による助成を希望する団体は、7 月 31 日までに下記の書類を郵送又は電子メールにて協会に提出すること。⑧について事業申請時に作成を行ってない場合は、完了報告時までセルフチェックシートの作成を行い、協会に提出すること。書類の提出は、期日を厳守とし、期限後の提出は一切受け付けない。

- ① 事業申請書・誓約書 (様式 1-1)
- ② 公金取扱者・経理担当者登録書 (様式 1-2)
- ③ 団体登録書 (様式 1-3)
- ④ 構成員名簿 (様式 2)
- ⑤ 事業計画書 (様式 3-1、3-2)
- ⑥ 当該年度予算書 (様式 4)
- ⑦ 主催事業のプログラム・開催要項等
- ⑧ スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>セルフチェックシート

- 2 申請書類の提出に際し、公金取扱者及びその他 1 名にて、必ずダブルチェックをした上で提出すること。

(事業の決定)

第 8 条 協会は、団体が申請した事業について、その内容を審査し、「パラスポーツクラブ 振興事業助成金の審査結果について (通知) (様式 5)」により、当該年度における対象事業及び助成金の交付決定額について、団体へ通知する。なお、協会は、適正な事業及び助成金の交付を行うため必要と認めるときは、事業内容及び助成金の交付対象とする経費について条件を付することができるものとする。

(事業の変更・取下げ)

第 9 条 助成金の対象事業について計画を変更する場合は、あらかじめ「計画変更承認申請書 (様式 6)」を協会に提出し、その承認を受けること。ただし、協会が軽微なもの (助成交付予定額の増減を伴うものを除く) と認めた場合についてはこの限りではない。

- 2 事業計画の変更に伴う審査結果について、協会は、「計画変更の承認について (通知) (様式 7)」により団体に通知する。なお、承認する場合、必要に応じて対象事業の決定内容を変更し、条件を付することができるものとする。
- 3 団体は、第 8 条に定める決定後においても、決定した事業を取り下げることができる。

事業を取り下げるときは、「取下げ申請書」（様式 8）を協会に提出すること。

- 4 協会は、前項の申請書等により審査を行い、「パラスポーツクラブ振興事業取下げについて（通知）（様式 9）」により審査結果を団体に通知する。

（団体情報の変更）

第 10 条 第 7 条による申請後、団体の所属員の変更が生じた場合、その都度「団体構成員変更届」（様式 10-1）に変更内容を記載の上、協会へ提出しなければならない。

- 2 第 7 条による申請後、本事業担当者の変更が生じた場合、その都度「団体担当者変更届」（様式 10-2）に変更内容を記載の上、協会へ提出しなければならない。

（事業の全部又は一部の中止）

第 11 条 団体は、天変地異や不測の事故等、自らの責めによらない事由により、事業の全部又は一部を中止するときは、事前に協会と協議するものとする。

- 2 団体の責により、事業の全部又は一部が実施されなかった場合、未実施になったことに伴う経費は助成の対象外とする。

- 3 団体は、事業の全部又は一部を中止したときは、第 13 条に準じ報告を行うものとする。

（状況報告等）

第 12 条 協会は必要に応じて、団体に対し対象事業の進捗状況に関する報告を求め、又は会計帳簿等の検査を行うことができる。その際、団体は協会の求めに応じて誠実に対応しなければならない。

- 2 協会は、第 8 条で決定した内容並びに付した条件に従って団体が対象事業を遂行していないと認められるときは、団体に対し、対象事業として決定した内容及び条件に従って履行するよう求めることができる。

（事業報告）

第 13 条 団体は、当該年度の 2 月 28 日までに以下の必要書類を郵送及びメールにて提出すること。

- ① 完了報告書（様式 11）
- ② 精算報告書類（様式 12）
- ③ 事業実績報告書（様式 13-1、13-2）
- ④ 活動写真
- ⑤ 通帳添付欄
- ⑥ 領収書等の証憑書類（原本）
- ⑦ 主催事業のプログラム・開催要項等
- ⑧ スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞セルフチェックシート

(申請時に提出済の場合は不要)

⑨ その他、協会が提出を求めた書類等

- 2 申請書類の提出に際し、公金取扱者及びその他1名にて、必ずダブルチェックをした上で提出すること。

(額の確定)

第14条 協会は、前条の定めにより団体より提出を受けた書類を審査し、当該報告に係る交付事業の成果が交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、「パラスポーツクラブ振興事業助成金額の確定(様式14)」により、団体に対し通知する。

- 2 協会は、完了報告書の内容を審査し、適正であると認めるときは、団体が指定する口座に助成金を振り込むものとする。
- 3 団体は、事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により本事業助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに協会に報告しなければならない。なお、協会に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。
- 4 協会が団体に助成金の返還を求めたときは、団体はそれに応じて速やかに返還しなければならない。

(決定の取消し等)

第15条 協会は、次の各号に掲げる場合には、対象事業としての決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができることとし、当該事由においては助成金の交付を取り消し、又は減額するものとし、「交付取消し(又は一部取消し)通知書」(様式15)により団体に通知する。

- (1) 団体が対象事業の決定内容又はこれに付した条件に不適合な運営を行い、かつ改善が認められない場合
- (2) 第13条に定める事業報告を怠ったまま、改善が認められない場合
- (3) 団体が法令違反等の反社会的行為を行い、対象事業を実施する上で相応しくない団体であると協会が判断した場合
- (4) 虚偽の申請・報告、その他不正な手段に基づいて助成金の交付決定を受けていることが判明した場合
- (5) 助成金を対象事業以外の用途、又は対象経費以外の用途に使用した場合
- (6) 天変地異等の事由により、事業の全部又は一部を実施、継続することができなかった場合
- (7) その他、協会が必要と認めた場合

- 2 前項の規定は、前条の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 前項各号該当の場合、団体は、交付決定年度にかかわらず受領した当該助成金を速やかに返還しなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第 16 条 協会が、前条の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取り消し、団体に返還を命じた場合において、団体はその命令に係る助成金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

2 協会が、第 14 条第 3 項の規定により団体に助成金の返還を命じた場合において、団体がこれを期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 協会が、前条の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取り消し、団体に返還を命じた場合において、団体がこれを期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

4 団体は、本条第 1 項の違約加算金を期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

5 本条に記載する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については 365 日の割合とする。

(助成金申請の一時停止)

第 17 条 協会は、第 15 条第 1 号から第 5 号までに基づき交付の取消しを行ったときは、団体に対し、当該処分を行った年度の翌年度から 5 年以内で、当事業及び協会が別に指定する助成金の受給対象者から除外することができる。

(経理処理)

第 18 条 団体は、対象事業の経理について対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後より、5 年間保存しておくなければならない。

2 助成対象経費の支払等の方法は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 助成対象経費の支払いは口座振込又は現金払いを原則とする。やむを得ずクレジットカードを使用した場合、当該助成対象経費の95%を交付対象額とする。
- (2) 謝金の単価については、団体において定められている基準を踏まえ適切に定めること。

(対象事業の遂行)

第19条 団体は、対象事業の遂行に当たり、契約を締結し又は支払いをする場合、関係する法令を遵守して実施しなければならない。

(団体ガバナンスの確保)

第20条 団体は、本事業が東京都予算を財源とする公的助成であることに鑑み、自らの組織について適切なガバナンス確保に努めなければならない。

- 2 本事業における助成を活用する団体は、スポーツ庁が策定した「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」の適合状況に係るセルフチェックシートによる自己説明を作成し、協会に提出しなければならない。なお、作成したチェックシートは協会ホームページで公表する。なお、セルフチェックシートは過年度に作成したものではなく、当該年度中に作成又は更新したものを提出すること。
- 3 団体は、助成金を取り扱うに当たり、東京都及び協会に対し、適正な助成金の使用について、「事業申請書・誓約書」(様式1)により誓約しなければならない。
- 4 協会から助成金の交付を受ける団体は、公金取扱者を設置し、「公金取扱者・経理担当者 登録書」(様式1-2)により協会に申請しなければならない。

(安全確保)

第21条 団体は、対象事業の実施に際して、参加者等の安全確保に十分配慮しなくてはならない。また、万一事故等が発生したときには、団体の責任において対応するものとする。

- 2 前項に基づき、対象事業の実施に際し、スポーツ保険の加入に努めること。

(個人情報の取扱い)

第22条 団体は、対象事業の実施に伴って取得した個人情報について、関連法令等を遵守し、適正に管理すること。

(雑則)

第23条 本事業の実施に際し、この要綱に定めのない事項は、東京都と協会が協議の上定める。

- 2 本事業の手続きのために協会へ提出した書類等について、東京都から依頼があった場合、協会から東京都に書類等を提供する場合がある。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表

事業種別・科目		金額	備考
日常活動費	謝金	10,000 円以内/日	事業運営に協力する指導者、講師、補助員等
	会場使用料	—	体育館、グラウンド、競技場、会議室等
研修会・講習会 (主催事業)	謝金	10,000 円以内/日	事業運営に協力する指導者、講師、補助員等
	会場使用料	—	体育館、グラウンド、競技場、会議室、駐車場等
競技会・大会 (主催事業)	謝金	10,000 円以内/日	事業運営に協力する指導者、講師、補助員等
	会場使用料	—	体育館、グラウンド、競技場、会議室、駐車場等
事務費		年度 100,000 円以内	事業運営において必要となる競技用消耗品費、通信費、印刷費、保険料
託児サービス利用料		年度 20,000 円以内	都内実施の助成対象事業の会場で託児サービス・ベビーシッターを提供した場合の利用料